貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
当金庫預金積金	774	799
有価証券	5	5
動産	6	6
不動産	24,951	27,844
その他	_	_
計	25,738	28,654
信用保証協会·信用保険	37,482	38,459
保 証	15,279	14,981
信用	46,613	47,085
合 計	125,114	129,180

債務保証見返の担保別内訳

	令和4年度	令和5年度
当金庫預金積金	3	3
有価証券	_	_
動産	_	_
不動産	0	_
その他	_	_
計	3	3
信用保証協会·信用保険	_	_
保証	26	21
信用	45	11
合 計	74	36

貸出金の使途別残高

(単位:百万円)

(単位:百万円)

	令和4年度		令和5年度		
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比	
設備資金	54,773	43.7%	59,451	46.0%	
運転資金	70,340	56.2%	69,729	53.9%	
合 計	125,114	100.0%	129,180	100.0%	

貸出金の業種別内訳

(単位:先数、百万円)

W444 /\	令和4年度		令和5年度			
業種区分	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	328	8,541	6.8%	326	8,144	6.3%
農業、林業	35	369	0.2%	38	506	0.3%
漁業	_	_	_	_	_	_
鉱業、採石業、砂利採取業	3	1,137	0.9%	3	1,065	0.8%
建設業	626	11,018	8.8%	635	11,013	8.5%
電気・ガス・熱供給・水道業	21	2,606	2.0%	23	2,709	2.0%
情報通信業	16	487	0.3%	22	540	0.4%
運輸業、郵便業	87	3,521	2.8%	90	3,609	2.7%
卸売業、小売業	462	10,436	8.3%	477	10,175	7.8%
金融業、保険業	24	4,425	3.5%	25	4,288	3.3%
不動産業	286	23,754	18.9%	312	26,295	20.3%
物品賃貸業	7	231	0.1%	7	286	0.2%
学術研究、専門・技術サービス業	38	576	0.4%	42	725	0.5%
宿泊業	9	1,765	1.4%	10	1,838	1.4%
飲食業	301	1,891	1.5%	310	1,940	1.5%
生活関連サービス業、娯楽業	129	1,785	1.4%	141	1,917	1.4%
教育、学習支援業	23	656	0.5%	23	578	0.4%
医療·福祉	108	6,912	5.5%	115	6,848	5.3%
その他のサービス	307	7,594	6.0%	301	7,385	5.7%
国・地方公共団体等	5	6,777	5.4%	6	7,130	5.5%
個人	6,492	30,624	24.4%	6,435	32,181	24.9%
合 計	9,307	125,114	100.0%	9,341	129,180	100.0%

⁽注)業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

預貸率・預証率

(単位:百万円)

		令和4年度	令和5年度
77.42	期末	45.45%	46.85%
預貸率	期中平均	42.85%	44.42%
期末		16.69%	17.88%
預証率	期中平均	14.34%	17.74%

信用金庫法開示債権 (リスク管理債権) 及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	508	398
危険債権	2,207	2,357
要管理債権	323	299
三月以上延滞債権	_	_
貸出条件緩和債権	323	299
小 計 (A)	3,039	3,055
保全額 (B)	2,420	2,349
個別貸倒引当金 (C)	761	678
一般貸倒引当金 (D)	22	32
担保・保証等 (E)	1,636	1,638
保全率 (B) / (A) (%)	79.64%	76.87%
引当率 ((C)+(D))/((A)-(E))(%)	55.90%	50.15%
正常債権 (F)	122,239	126,276
総与信残高 (A)+(F)	125,279	129,332

- (注)1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに 準ずる債権です。
 - エータの関係という。 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い 債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
 - 3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
 - 4. [三月以上延滞債権]とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
 - 5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った 貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
 - 6. 「個別貸倒引当金」(C)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
 - 7. [一般貸倒引当金] (D)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
 - 8. 「担保・保証等」(E)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 - 9. 「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
 - 10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		
				目的使用	その他	期末残高
	一般貸倒引当金	110	79	_	110	79
令和4年度	個別貸倒引当金	564	761	80	484	761
	合 計	675	841	80	594	841
	一般貸倒引当金	79	104	_	79	104
令和5年度	個別貸倒引当金	761	678	43	718	678
	合 計	841	782	43	798	782

貸出金償却の額 (単位:百万円)

令和4年度	1
令和5年度	2